

地域連携モーダルシフト等促進事業費補助金
交付規程

令和 7 年 5 月 1 日

(通則)

第 1 条 地域連携モーダルシフト等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、地域連携モーダルシフト等促進事業費補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 5 日付け国自物第 315 号）、地域連携モーダルシフト等促進事業費補助金実施要領（令和 7 年 3 月 5 日付け国自物第 316 号）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、地域の産業振興等を担う地方公共団体や産業団体・経済団体、荷主、物流事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者又は倉庫業者をいう。以下同じ。）等によって構成される協議会等が、地域の産業振興等と連携した先進的な取組を行う際の検討に必要な調査・分析に係る費用や物流の効率化と持続的成長に向けてモーダルシフト等を強力に促進するための物流拠点の整備や設備・機器の導入、実証運行等に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 この補助金は、地域連携モーダルシフト等促進事業事務局（以下「事務局」という。）が、別表第 1 第 1 欄及び第 2 欄に掲げる地域連携モーダルシフト等促進事業（以下「間接補助事業」という。）を行おうとする者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業の実施に必要な経費のうち、同表第 3 欄に掲げる経費補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 間接補助事業者は、地方公共団体や産業団体・経済団体、荷主、物流事業者等で構成される地域の産業振興等と連携した物流の効率化に取り組む協議会等とする。

(事業の申請)

第 4 条 間接補助事業は様式第 1 による事業申請書に事務局が定める書類を添付して、事務局が別に定める時期までに提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の事業の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び

当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して事業申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 5 条 間接補助事業者は、第 4 条第 1 項の規定に基づく事業の申請、第 8 条の規定に基づく交付の申請、第 11 条の規定に基づく申請の取下げ、第 14 条第 1 項の規定に基づく計画変更等承認の申請、第 17 条の規定に基づく事故の報告、第 18 条の規定に基づく状況報告、第 19 条第 1 項の規定に基づく実績報告、第 20 条の規定に基づく事業承継承認の申請、第 22 条第 2 項の規定に基づく補助金精算（概算）払の請求、第 23 条第 1 項の規定に基づく消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告、第 24 条第 7 項の規定に基づく補助金返還報告、第 28 条第 3 項の規定に基づく財産処分承認の申請、

（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第 6 条 事務局は、第 7 条第 1 項の規定に基づく採択の通知、第 9 条の規定に基づく交付の決定の通知、第 21 条第 1 項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（採択の通知）

第 7 条 事務局は、第 4 条第 1 項の規定による事業申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、間接補助事業を実施すべきものと認めたときは、速やかに事業を採択し、様式第 2 による事業採択通知書により間接補助に通知するものとする。この場合において、事務局は、適正な事業を行うため必要があると認めるときは、事業の申請に係る事項につき修正を加えて採択することができるものとする。

2 第 4 条第 1 項の規定による事業申請書が到達してから、当該申請に係る前項による採択までに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

3 事務局は、第 4 条第 2 項ただし書による事業申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して事業を採択するものとする。

4 事務局は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

5 事務局は、事業が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第 8 条 間接補助事業者は、第 7 条第 1 項の規定による採択通知書を受けた日から起算して 10 日以内に、様式第 3 による補助金交付申請書を事務局に提出し、その承認を得なければならない。

(交付の決定の通知)

第9条 事務局は、第8条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第4による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 事務局は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 間接補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、第11条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、速やかに事務局に報告すべきこと。
- (3) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、第三者との間で売買契約、請負契約その他の契約を締結する場合は、第15条に従うべきこと。
- (4) 間接補助事業者は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けるべきこと。
- (5) 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第17条の規定に基づき速やかに事務局に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、事務局の指示に従うべきこと。
- (7) 間接補助事業者は、事務局が第24条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 間接補助事業者は、事務局が第24条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、第24条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第24条第8項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 間接補助事業者は、事務局が間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 間接補助事業者は、間接補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等）に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けるべきこと。
- (11) 間接補助事業者は、第27条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(12) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、事務局の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第 11 条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、様式第 5 による交付申請取下げ届出書を事務局に提出しなければならない。

(間接補助事業の表示)

第 12 条 間接補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、国土交通省補助事業である旨を明示しなければならない。

(間接補助事業の経理等)

第 13 条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了した日又は間接補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更等の承認等)

第 14 条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 6 による計画変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の流用増減を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。

3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第 15 条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。
- 3 間接補助事業者は、第 1 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を取ることとする。
- 4 間接補助事業者は、第 1 項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者と契約してはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前 5 項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第 16 条 間接補助事業者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第 21 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- （1）事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議

を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第18条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、様式第8による補助事業経費の使用状況報告書を事務局が要求する期日までに提出しなければならない。また、事務局が必要と判断し、提出を依頼した資料も合わせて提出しなければならない。

(実績報告)

第19条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（間接補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（間接補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は事務局が定める期日のいずれか早い日までに、様式第9による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由により様式第9による実績報告書の提出が遅延する場合には、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接補助事業の承継)

第20条 事務局は、間接補助事業者について、相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第21条 事務局は、間接補助事業者から第19条第1項の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る間接補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第14条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものかを確認し、適合すると認めたときは、間接補助事業

者に対し交付すべき補助金の額を確定し、様式第 11 による補助事業交付金額確定通知書により間接補助事業者に速やかに通知する。

- 2 前項によって確定される補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
- 3 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第 1 項に基づく現地検査等のほか、間接補助事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地検査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該検査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

- 第 22 条 事務局は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、間接補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、予期せぬ事情等により事業実施途中での概算払いが必要となる場合で、正当な理由が認められた場合については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 12 による補助金精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第 23 条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 13 による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書にて速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第 24 条 事務局は、第 14 条第 1 項第 4 号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第 9 条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、第 4 号の場合において、間接補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- （1）間接補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合
- （2）間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (5) 間接補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合
- 2 前項の規定は、第 21 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 事務局は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。
- 4 事務局は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 事務局は、第 4 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金に関する事項
 - (3) 納期限
- 7 間接補助事業者は、事務局から第 4 項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第 14 による補助金返還報告書にて報告しなければならない。
- 8 事務局は、補助事業者が、返還すべき補助金を第 6 項第 3 号に規定する期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第 25 条 事務局は、前条第 5 項にいう加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 26 条 事務局は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第 27 条 間接補助事業者は、間接補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第 15 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 19 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 16 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 28 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、事務局が別に定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 17 による財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 事務局は、第 3 項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 6 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前条第 4 項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第 29 条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 30 条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第 29 条 間接補助事業者は、本補助金の交付と補助対象経費を重複して他の国庫補助金の交付を受けることは出来ない。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規程は、国土交通大臣が承認した日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地域連携モーダルシフト等促進事業	【検討経費】 ①地域の物流量の把握・可視化等に必要の調査・分析 ②協議会等の運営 【実証経費】 ③共同輸配送やモーダルシフト等の物流効率化へ向けた実証	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	事務局が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 【検討経費】 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする（補助上限額以内）。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 【実証経費】 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする（補助上限額以内）。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。